

(第61回定時株主総会招集ご通知 添付書類)

第 6 1 期

(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

計 算 書 類

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

株式会社イトーキ

事業報告

(平成22年1月1日から
平成22年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国を中心とする海外景気の回復や政府の経済対策の効果等により、一部では企業収益の改善が見られました。しかし、急激な円高の進行や株式市況の低迷の影響もあり、企業の設備投資や個人消費は引き続き冷え込んでおり、景気の先行きは依然不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましても、下半期には一部持ち直しの兆しが見られたとは言え、各企業の設備投資の抑制や先行きに対する慎重な姿勢は崩れていないことから、厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループは、企業の原点である「顧客第一主義」に立ち返り、独創的な新製品開発とオンリーワン製品の重点販売に注力するとともに、ソリューション型営業とトータル受注による効率性の高い営業活動を行い、新しい市場の開拓に取り組みました。また一方で、今後の需要回復期に備え、中長期的な課題や、収益性を重視した抜本的な事業構造改革にも取り組むとともに、徹底した無駄の排除とコストの削減に努め「強靱な体質」への変革を進めました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は832億53百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたり徹底したコストの削減を行いました。販売競争の激化の影響を受け当初予定していた売上総利益率には届きませんでした。結果として、営業利益は、前連結会計年度と比べて48億43百万円改善したものの、4億82百万円の損失（前連結会計年度は53億26百万円の損失）となりました。一方、株式会社ダルトンを新たに持分法適用の関連会社とし、「持分法による投資利益」を営業外収益に計上したこともあり、経常利益は5億33百万円（前連結会計年度は49億1百万円の損失）となりました。また当期純利益は1億86百万円（前連結会計年度は82億72百万円の純損失）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏や主要都市での新築需要、移転需要、リニューアル需要に対して、多様化するワークスタイルへの対応や地球環境に配慮した商品の提供に加え、セキュリティに関するコンサルティング力を強化したソリューション型営業に努めました。地域材を活用した街づくりをサポートするエコ・ソリューション「エコニファ」、当社だけが提案できるICTソリューションである二次元LANシステム「LANシート」などが市場から非常に高い評価をいただき、商談機会拡大に寄与しています。

また当期の新製品である、多機能ながらも低価格でコストパフォーマンスに優れたオフィスチェア2種「エピオス」と「トルテ」についても、同様に高い評価をいただき、大口受注を含め順調に売上を伸ばしています。このような商品を中心に販売促進活動を展開し需要獲得に取り組んだ結果、この事業の売上高は461億53百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。

損益面につきましては、競争激化による販売価格の下落などのマイナス要因もありましたが、売上原価、販売費及び一般管理費などあらゆるコスト削減に努めました結果、営業利益は7億58百万円（前連結会計年度は21億76百万円の損失）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、日本初の人体通信エントランスシステムを発売するなど、建材・物流設備・セキュリティ設備・研究設備・商業施設設備などにおける独創的な差別化製品の開発と市場投入の継続およびオフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めました。

研究施設機器事業部門では、平成22年3月11日に株式会社ダルトンと資本・業務提携契約を締結し、この分野における将来の事業強化・拡大を図る成長戦略への取り組みをスタートさせました。

これらの結果、この事業の売上高は328億50百万円（前連結会計年度比7.7%増）となりました。

損益面につきましては、売上原価、販売費及び一般管理費などあらゆるコストの削減により利益確保に努めましたが、営業損失は13億3百万円（前連結会計年度は32億55百万円の損失）となりました。

[家庭用関連事業]

この事業につきましては、主力の学習家具事業でデザイン面での独自性と機能面の完成度を高めた高付加価値商品中心にラインアップを絞り込み、採算を重視した適正規模へ向けた事業展開を図りました。高価格帯の学習チェアの新製品「トワイス」が売上を伸ばしましたが、景気後退による個人消費の落ち込みの影響を受け、この事業の売上高は32億5百万円（前連結会計年度比16.2%減）となりました。

損益面につきましては、さまざまな業務合理化などの努力を行いましたが、営業損失は10百万円（前連結会計年度は17百万円の利益）となりました。

[保守サービス関連事業]

この事業につきましては、什器の修理や各種機器のメンテナンスなどのサービスを行っております。連結子会社の株式会社イトーキテクニカルサービスが主体となり、当社グループの得意先を中心に積極的な営業活動を展開いたしました。この事業の売上高は10億43百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

損益面につきましては、販売費及び一般管理費などの削減により利益確保に努めました結果、営業利益は72百万円（前連結会計年度比18.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界同時不況を起点とした最悪期は脱したもの、回復へのスピードは依然鈍く、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。当業界におきましても、一部明るい兆しは見えつつありますが、企業業績の回復にまだ時間を要することが見込まれ、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

しかしながら、このような環境下でこそ、顧客企業のさまざまな経営課題に対し、オフィスの生産性向上、クリエイティブオフィスの推進、エコオフィスの構築、セキュリティシステムの整備などさまざまな課題解決を提供することにより需要を喚起し、それを確実に捉えていくことで当社の収益構造の回復と成長の実現を図ってまいります。

その実現に向けて、昨年策定した中期経営計画を、今年度の実績および経営環境の変化などを踏まえて見直し、平成25年を最終年度とする「中期経営計画ローリングプラン2013」を策定いたしました。

当社としましては、当ローリングプランを着実に実行し、市場変動に耐え得る安定した収益基盤の再構築に徹底して取り組みます。そして将来に向けた成長軌道への早期回復を目指して軸足を移し、業績の持続的な伸長と企業価値の増大に注力いたします。

なお、当社は、平成22年3月30日に公正取引委員会から防衛省航空自衛隊が競争入札などの方法により発注する特定什器類に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。株主の皆様をはじめ関係の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社としましては、この事態を厳粛にかつ重大に受け止め、さらにコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部管理体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	平成19年度 (第58期)	平成20年度 (第59期)	平成21年度 (第60期)	平成22年度 (第61期) (当期)
売上高(百万円)	118,410	106,246	79,436	83,253
経常利益(百万円)	5,864	2,423	△4,901	533
当期純利益(百万円)	2,850	798	△8,272	186
1株当たり当期純利益(円)	55.46	15.75	△163.14	3.70
総資産(百万円)	93,984	90,763	74,612	77,551
純資産(百万円)	47,172	45,488	36,266	36,017
1株当たり純資産額(円)	908.85	876.95	696.06	707.70

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 平成22年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社イトーキマーケットスペース	200	100.0	商業設備機器の販売
株式会社タイムック	97	100.0	電子機器の製造・販売
株式会社イトーキ大阪工務センター	10	100.0	工事の施工・監理
株式会社イトーキテクニカルサービス (注)1	100	100.0	保守・サービス
株式会社シマソービ	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜(蘇州)家具有限公司	1,000	100.0	事務・店舗用什器等の製造・販売
株式会社イトーキ北海道	40	98.8	事務用家具等の販売
株式会社上田商事 (注)2	25	98.4	家具調度品等の販売
富士リビング工業株式会社	60	87.1	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	84.5	鉄扉・貸金庫等の製造
伊藤喜オールスチール株式会社	891	82.2	鋼製家具・機器の製造・販売
株式会社イトーキ工務センター	14	48.1	工事の施工・監理

(注) 1. 株式会社イトーキテクニカルサービスの議決権比率には、間接所有分の20.0%を含んでおります。

2. 株式会社上田商事の議決権比率には間接所有分の2.0%を含んでおります。

③ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社12社であり、また、その他に持分法適用の関連会社が1社あります。当社の持分法適用関連会社であった株式会社コーポレイトデザイン研究所は、平成22年11月末をもって持分法適用から除外しております。また、新たに、株式会社ダルトンは、平成22年4月12日に同社株式取得により、持分法適用の関連会社となっております。なお、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比4.8%増の832億53百万円、経常利益は5億33百万円(前連結会計年度は経常損失49億1百万円)、当期純利益は1億86百万円(前連結会計年度は当期純損失82億72百万円)となりました。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
オープンアーク社	オランダ	座スライド式チェアの製造、販売権の許与
ワールドナー社	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス管轄、組立・施工等の物流サービス等
設備機器関連事業	建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等
家庭用関連事業	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具等
保守サービス関連事業	什器の修理、メンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
 (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
 (c) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (東北支店)
東 京 都	営業本部 東京西支社 (第1～4・新宿・多摩の各支店) 東京東支社 (第1～4支店) 東京中央支社 金融法人営業部(第1～4支店)、官公庁営業部(第1～3支店)、教育施設、医療福祉施設の各支店 情報通信営業統括部 情報通信営業部 設備機器営業統括部 物流システム販売部、セキュリティ設備販売部、研究施設営業部、原子力シールド販売部 ホーム家具統括部 ホーム家具販売部(東日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 東日本建材販売1・2部
関 東 信 越 地 方 (東京都を除く)	営業本部 神奈川販売統括部(横浜・平塚の各支店) 東日本支社 (埼玉・千葉・宇都宮・群馬・茨城・長野・新潟の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 (名古屋・名古屋中央・三岐・静岡・北陸の各支店) ホーム家具統括部 ホーム家具販売部(中部・北陸支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (第1～3・京都の各支店) 設備機器営業統括部 西日本設備機器推進部 ホーム家具統括部 ホーム家具販売部(西日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 西日本建材販売部
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・西九州・大分・熊本・鹿児島島の各支店)

(d) 生産拠点

生産本部	関東工場	パーティション製造部（千葉県千葉市）
	関西工場	デスク・パネル製造部（大阪府寝屋川市） 棚・研究施設製造部（京都府八幡市） キャビネット製造部、チェア製造部、電子機器製造部（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は、平成23年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区） 株式会社タイムック（茨城県常陸太田市） 株式会社イトーキ大阪工務センター（大阪市中央区） 株式会社イトーキテクニカルサービス（東京都中央区） 株式会社上田商事（石川県金沢市） 株式会社シマソービ（横浜市中区） 株式会社イトーキ北海道（北海道札幌市） 富士リビング工業株式会社（石川県白山市） 株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市） 伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市） 株式会社イトーキ工務センター（東京都中央区）
海外	伊藤喜（蘇州）家具有限公司（中国江蘇省太倉市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,827名	13名減

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,119名	28名減	41歳4ヵ月	15年0ヵ月

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,284
株式会社三井住友銀行	1,495
中央三井信託銀行株式会社	902
株式会社三菱東京UFJ銀行	828
住友信託銀行株式会社	676
みずほ信託銀行株式会社	652
株式会社京葉銀行	546

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、株式会社ダルトンの第三者割当増資を引き受けることを決議しました。なお、当社は同社を連結子会社とする予定です。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 2,438,995株）
- ③ 株主数 7,283名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	2,591	5.21
株式会社みずほコーポレート銀行	2,171	4.36
日本生命保険相互会社	2,170	4.36
伊 藤 七 郎	1,877	3.77
イトーキ協力会社持株会	1,699	3.42
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,596	3.21
株 式 会 社 ア シ ス ト	1,586	3.19
イトーキ従業員持株会	1,170	2.35
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.15
伊 藤 裕 子	912	1.83

(注) 持株比率は自己株式（2,438,995株）を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成22年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 匡 通	財団法人東京顕微鏡院理事長 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長
代表取締役社長	松 井 正	
取 締 役	野 口 創	人事本部長
取 締 役	近 光 勝	建材事業本部長
取 締 役	橋 本 清 美	管理本部長
取 締 役	細 田 久 雄	企画本部長
取 締 役	永 田 宏	早稲田大学大学院商学研究科（MBAコース）客員教授
監 査 役	志 村 政 俊	（常勤）
監 査 役	鈴 木 宏 和	（常勤）
監 査 役	北 村 巖	弁護士（北村合同法律事務所） 株式会社大正銀行社外監査役
監 査 役	横 手 恒 夫	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、北村 巖、横手恒夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役志村政俊氏は、長年にわたり金融機関に勤務し、取締役を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 監査役鈴木宏和氏は、長年にわたり当社において経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 監査役横手恒夫氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
6. 当社は、取締役永田 宏氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

7. 当事業年度後に生じた取締役の異動

平成23年1月1日をもって、取締役の担当を次のとおり変更しております。

地 位	氏 名	担 当	
		変 更 後	変 更 前
取 締 役	橋 本 清 美		管 理 本 部 長

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退 任 理 由
北 澤 良 雄	取 締 役	平成22年3月26日	任期満了による退任

③ 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	117百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	33百万円 (7百万円)
合 計	12名	150百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成22年3月26日開催の当社第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年3月29日開催の当社第51回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成2年3月29日開催の当社第40回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度に係る役員賞与金につきましては、当社の当期業績に鑑み、支給しないことといたしました。

④ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役北村 巖氏は、株式会社大正銀行の社外監査役を兼務しておりますが、当社と株式会社大正銀行との間に特別の関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況
ア. 主な活動内容

地位	氏名	主な活動状況
取締役	永田 宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監査役	北村 巖	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言等を行っております。
監査役	横手恒夫	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言等を行っております。

イ. 防衛省航空自衛隊発注の特定什器類の入札における独占禁止法違反行為に関する対応の概要

当社は、平成22年3月30日に公正取引委員会から防衛省航空自衛隊発注の特定什器類の入札に関し、独占禁止法の違反行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。社外監査役北村 巖、横手恒夫の両氏は平素より法令遵守およびコンプライアンスの重要性とその徹底について提言を適宜行い、注意を喚起しており、当該事実判明後におきましては、事実確認と原因究明の徹底ならびに再発防止に向けた当社の取り組みについて意見表明を行っております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約をそれぞれ締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人の職務の遂行が十分ではない場合および会計監査人が会社からの信用を著しく損なった場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任について、株主総会の議案として提出いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日及び平成20年12月18日に一部改定を行っており、下記は最新（平成20年12月18日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、従来より取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に努めてきたが、会社法の施行にともない、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向けさらなる体制の整備を図ることとし、この体制の整備についての基本方針を以下のとおり定め、その基本方針を実行するために必要な具体的な事項については、基本方針に則りすでに決定済みのものを再検討し、未決定のものを速やかに定めることとする。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 企業理念を「健全かつ透明な経営を行い、企業活動に関わる人々の期待と信頼に応える。」とし、これを推進する。
 - (b) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
 - (c) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。
また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
 - (d) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
 - (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
 - (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を

決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月 1 回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週 1 回、執行役員会議を毎月 1 回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する 1 項(a) (b)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について取締役及び使用人に報告を求めることができる。

⑫ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施する体制とする。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業とし

で生まれ変わりました。お客様のニーズをよりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、創業120年を迎えた今でも、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社が企業理念の経営姿勢において「健全かつ透明な経営を行い、企業活動にかかわる人々の期待と信頼に応えます」と宣言しているように、当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

② 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記①のとおりの中長期の当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年(2005年)6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定し、「継続的な事業分野の革新」「常に安定した収益」「バランスのとれた利益配分」を目指し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。また、当社は創業来120年間でも稀にみる変革期に立っていると認識するに至り、平成22年(2010年)を初年度とする新中期経営計画を策定し、収益基盤の早期回復と、中長期にわたり需要の波を確実に捉えシェア拡大と安定収益を確保し得る企業体、さらには成長機会を自らが創造できる企業体への変革を目指してまいります。さらに、当社は中期経営計画を見直し、平成23年(2011年)を初年度とする「中期経営計画ローリングプラン2013」を策定し、市場変動に耐え得る安定した収益基盤の再構築に徹底して取り組みながら、将来に向けた成長軌道への早期回復を目指して軸足を移し、業績の持続的な伸長と企業価値の増大に注力いたします。そして、長期経営ビジョンである「顧客と感動を分かち合える、業界のリーディングカンパニー」の実現に向けて、一層の企業価値の向上のため、「成長戦略による売上高の拡大」「効率性の向上」「企業文化・風土の融合・昇華」の諸施策を推進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入いたしました。

② 本プランの内容

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記①の目的を実現するために必要な手続を定めており、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はいかかる株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の当社取締役会への委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(a)当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(b)当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所上場規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

本プランの有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、一部内容を変更した上で更新することを株主の皆様にお諮りすることとしております。変更後の内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考資料12頁から37頁をご参照ください。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(b) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

イ. 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

ウ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は

その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プラン導入当初の独立委員会の委員は、当社経営陣から独立性の高い当社社外取締役1名及び社外監査役2名から構成されております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 当社取締役の任期の短縮

当社は、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社取締役の任期を1年に短縮しております。こうした取締役の任期の短縮により、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

カ. 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

キ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,531	流動負債	28,208
現金及び預金	10,940	支払手形及び買掛金	15,767
受取手形及び売掛金	20,684	短期借入金	6,368
有価証券	174	1年以内に返済する長期借入金	1,481
商品及び製品	2,759	未払法人税等	138
仕掛品	1,133	未払費用	1,941
原材料及び貯蔵品	927	未払消費税等	411
繰延税金資産	32	賞与引当金	449
その他	1,057	役員賞与引当金	23
貸倒引当金	△179	受注損失引当金	62
固定資産	40,020	違約金損失引当金	127
有形固定資産	26,309	その他	1,437
建物及び構築物	13,782	固定負債	13,325
機械装置及び運搬具	4,007	長期借入金	4,064
土地	7,676	繰延税金負債	734
建設仮勘定	147	退職給付引当金	4,890
その他	695	役員退職慰労引当金	69
無形固定資産	803	製品自主回収関連損失引当金	286
のれん	28	負のれん	20
その他	775	預り保証金	2,745
投資その他の資産	12,907	その他	512
投資有価証券	7,141	負債合計	41,534
長期貸付金	450	(純資産の部)	
敷金	1,338	株主資本	35,057
保険積立金	2,519	資本金	5,277
繰延税金資産	135	資本剰余金	13,021
その他	2,704	利益剰余金	17,936
貸倒引当金	△981	自己株式	△1,177
関係会社投資損失引当金	△400	評価・換算差額等	118
資産合計	77,551	その他有価証券評価差額金	250
		為替換算調整勘定	△131
		少数株主持分	840
		純資産合計	36,017
		負債純資産合計	77,551

連結損益計算書

(平成22年1月1日から
平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		83,253
売上原価		57,401
売上総利益		25,852
販売費及び一般管理費		26,335
営業外収益		482
受取利息	79	
受取配当金	155	
受取賃貸料	270	
持分法による投資利益	174	
保険配当金	168	
助成金の収入	207	
その他	372	1,428
営業外費用		
支払利息	177	
賃貸建物等減価償却費用	111	
賃貸建物等管理費用	47	
その他	75	412
経常利益		533
特別利益		
固定資産売却益	723	
投資有価証券売却益	223	
製品自主回収関連損失引当金戻入額	143	
リコール損失引当金戻入額	12	
その他	40	1,144
特別損失		
固定資産除却等損失	70	
減損損失	50	
投資有価証券評価損	662	
関係会社株式評価損	10	
課徴金	128	
違約金損失引当金繰入額	127	
その他	142	1,192
税金等調整前当期純利益		485
法人税、住民税及び事業税	257	
法人税等調整額	△10	246
少数株主利益		53
当期純利益		186

連結株主資本等変動計算書

(平成22年1月1日から
平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年12月31日 残高	5,277	13,021	18,003	△937	35,365
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△253		△253
当 期 純 利 益			186		186
自 己 株 式 の 取 得				△240	△240
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	△67	△240	△307
平成22年12月31日 残高	5,277	13,021	17,936	△1,177	35,057

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年12月31日 残高	29	△100	△70	970	36,266
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△253
当 期 純 利 益					186
自 己 株 式 の 取 得					△240
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	220	△31	189	△130	58
連結会計年度中の変動額合計	220	△31	189	△130	△248
平成22年12月31日 残高	250	△131	118	840	36,017

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール㈱、富士リビング工業㈱、㈱上田商事、㈱タイムック、伊藤喜(蘇州)家具有限公司、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道

- (2) 非連結子会社の数 12社

非連結子会社の名称

㈱イトーキエスアンドエス、㈱エフエム・スタッフ、㈱エコ・ブランディング、㈱メディカル経営研究センター、イトーキマルイ工業㈱、三幸ファシリティーズ㈱、㈱エレムズ、ITOKI SYSTEMS(SINGAPORE)PTE.,LTD.、伊藤喜商貿(上海)有限公司、Itoki(Thailand)Co.,LTD.、ITOKI DESIGN CORPORATION、上海伊藤喜建築装飾有限公司
非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称

㈱ダルトン

㈱ダルトンは、平成22年4月12日に株式を取得したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

㈱コーポレイトデザイン研究所は、平成22年11月30日に株式を譲渡したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(㈱イトーキエスアンドエス他11社)及び関連会社(㈱イトーキ保険サービス)については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法適用会社の㈱ダルトンの決算日は平成22年9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度の末日の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち富士リビング工業㈱の決算日は平成22年12月20日、また、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道の決算日は平成22年11月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度の末日の計算書類を使用しております。ただし、富士リビング工業㈱については平成22年12月21日から平成22年12月31日まで、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道については平成22年12月1日から平成22年12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …………… 時価法

③ たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品 …… 主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産 …………… 定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 ……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるために、当該関係会社の財政状態及び回収可能性を勘案して必要額を計上しております。

- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑥ 違約金損失引当金
防衛省航空自衛隊が発注したオフィス家具等の事務用品に関して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴う違約金等の発生に備えるため、契約に基づく見積額を計上しております。
- ⑦ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務債務については、平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
なお、連結子会社は簡便法を採用しております。
- ⑧ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末支給額の100%を計上しております。
- ⑨ 製品自主回収関連損失引当金
当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象 …………… 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利
- ③ ヘッジ方針
為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。
 - (5) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
 - (6) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間
のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

[連結計算書類作成方法のための基本となる重要な事項の変更]

1. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更
請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。
2. 企業結合に関する会計基準の適用
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）が平成22年4月1日以後最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用されることに伴い、平成22年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等について、当連結会計年度からこれらの会計基準を適用しております。
3. 退職給付に係る会計基準の変更
当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。
なお、これによる損益に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました、営業外収益の「受取保険金」は、営業外収益の100分の10以下となったため当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の受取保険金は126百万円であります。
2. 前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました保険配当金は、営業外収益の100分の10を超えたため当連結会計年度から「保険配当金」として区分掲記しております。
なお、前連結会計年度の保険配当金は66百万円であります。
3. 前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました助成金収入は、営業外収益の100分の10を超えたため当連結会計年度から「助成金収入」として区分掲記しております。
なお、前連結会計年度の助成金収入は46百万円であります。
4. 前連結会計年度まで、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました賃貸建物等管理費用は、営業外費用の100分の10を超えたため当連結会計年度から「賃貸建物等管理費用」として区分掲記しております。
なお、前連結会計年度の賃貸建物等管理費用は43百万円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 41,969百万円 |
| (2) 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 64百万円 |
| 土地 | 118百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 80百万円 |
| 1年以内に返済する長期借入金 | 6百万円 |
| (3) 偶発債務 | |
| 次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 | |
| 伊藤喜商貿（上海）有限公司 | 30百万円 |
| | (2百万円) |
| Itoki (Thailand) Co., LTD. | 54百万円 |
| | (20百万円パーセント) |
| (4) 連結会計年度末日満期手形 | |
| 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 448百万円 |
| 支払手形 | 7百万円 |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	52,143,948	—	—	52,143,948
合計	52,143,948	—	—	52,143,948
自己株式				
普通株式	1,437,014	1,002,260	279	2,438,995
合計	1,437,014	1,002,260	279	2,438,995

(注) 1. 自己株式数の増加1,002,260株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,000,000株、単元未満株式の買取請求による増加2,260株であります。

2. 自己株式数の減少279株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年3月26日 定時株主総会	普通株式	253百万円	5円	平成21年12月31日	平成22年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	248百万円	5円	平成22年12月31日	平成23年3月28日

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券については、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金については、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避する目的とした為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクを回避する目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。 ((注) 3. 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	10,940	10,940	—
(2) 受取手形及び売掛金	(注1) 20,509	20,509	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	5,658	5,506	△152
(4) 支払手形及び買掛金	15,767	15,767	—
(5) 短期借入金	6,368	6,368	—
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	5,545	5,572	26
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,656百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 707円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円70銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

株式会社ダルトンの株式取得について

当社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、株式会社ダルトンの第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。なお、当社は同社を連結子会社とする予定です。

(1) 株式取得の理由

当社と同社は、両社の研究施設機器事業において協力関係を構築することにより、業績拡大・企業価値の向上を図る目的で、平成22年3月11日に資本・業務提携契約を締結し、両社で、当該事業の事業強化や提携シナジーについて検討を重ねてまいりました。その結果、業績責任を共有する連結グループ会社として共同して営業展開することにより、営業効率を高めるとともに、両社ノウハウや技術力を更に融合させた差別化製品の開発や、徹底した原価低減を図り、市場での競争優位を獲得することが必要不可欠であるとの結論に達し、今回の株式取得となりました。

(2) 株式会社ダルトンの概要

- | | |
|----------|-------------------|
| ①商号 | 株式会社ダルトン |
| ②代表者 | 代表取締役社長 矢澤 英人 |
| ③所在地 | 東京都新宿区市谷左内町9番地 |
| ④設立年月日 | 昭和23年7月3日 |
| ⑤主な事業の内容 | 科学研究施設・粉体機械等の製造販売 |
| ⑥資本金 | 1,122百万円 |
| ⑦決算日 | 9月30日 |

(3) 株式取得の概要

- | | |
|--------------|--------------------------------------------|
| ①第三者割当増資払込期日 | 平成23年4月18日(予定) |
| ②引受株式数 | 3,600,000株
(増資後の発行済株式総数に対する所有割合 51.78%) |
| ③引受総額 | 529百万円 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年2月23日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 寺 澤 豊 ㊞
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、関連会社である株式会社ダルトンの第三者割当増資を引き受けることを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,198	流動負債	25,657
現金及び預金	7,992	支払手形	4,822
受取手形	6,297	買掛金	9,447
売掛金	12,616	短期借入金	6,145
有価証券	100	1年以内に返済する長期借入金	1,472
商品及び製品	2,322	リース債務	161
仕掛品	899	未払税金等	445
原材料及び貯蔵品	728	未払消費税等	368
短期貸付金	1,646	未払費用	1,753
その他	601	賞与引当金	444
貸倒引当金	△1,006	受注損失引当金	62
固定資産	39,282	違約金損失引当金	127
有形固定資産	23,686	その他	407
建物	12,332	固定負債	12,830
構築物	315	長期借入金	4,064
機械及び装置	3,478	リース債務	457
車輛及び運搬具	6	繰延税金負債	734
工具器具備品	416	退職給付引当金	4,534
土地	6,816	製品自主回収関連損失引当金	286
リース資産	190	預り保証金	2,752
建設仮勘定	129	負債合計	38,487
無形固定資産	690	(純資産の部)	
ソフトウェア	178	株主資本	32,737
電話加入権	82	資本金	5,277
リース資産	399	資本剰余金	13,019
その他	30	資本準備金	10,816
投資その他の資産	14,904	その他資本剰余金	2,203
投資有価証券	5,086	利益剰余金	15,617
関係会社株	4,186	利益準備金	881
長期貸付金	1,394	その他利益剰余金	14,736
敷金	1,234	配当準備積立金	250
保険積立金	2,375	固定資産圧縮積立金	1,398
入会金	318	別途積立金	12,230
その他	2,319	繰越利益剰余金	858
貸倒引当金	△1,610	自己株式	△1,177
関係会社投資損失引当金	△400	評価・換算差額等	255
資産合計	71,480	その他有価証券評価差額金	255
		純資産合計	32,992
		負債純資産合計	71,480

損 益 計 算 書

（平成22年1月1日から）
（平成22年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	75,686
売上原価	53,779
売上総利益	21,906
販売費及び一般管理費	22,892
営業損失	985
営業外収益	
受取利息	84
受取配当金	1,030
受取貸付料	324
保険配当金	167
その他	426
営業外費用	
支払利息	167
賃貸建物等減価償却費	111
賃貸建物等管理費用	47
その他	38
経常利益	682
特別利益	
固定資産売却益	723
投資有価証券売却益	223
製品自主回収関連損失引当金戻入額	143
リコール損失引当金戻入額	12
関係会社貸倒引当金戻入額	40
会員権貸倒引当金戻入額	28
特別損失	
固定資産除却等損失	59
投資有価証券評価損	662
関係会社株式評価損	10
課徴金	128
違約金損失引当金繰入額	127
その他	79
税引前当期純利益	1,068
法人税、住民税及び事業税	68
法人税等調整額	△11
当期純利益	729

株主資本等変動計算書

(平成22年1月1日から
平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						配当準備 積立金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成21年12月31日 残高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,398	12,230	381	15,141
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△253	△253
当期純利益									729	729
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0	△0						
固定資産圧縮積立金の取崩							△0		0	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	△0	—	477	476
平成22年12月31日 残高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,398	12,230	858	15,617

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成21年12月31日 残高	△937	32,501	33	33	32,535
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△253			△253
当期純利益		729			729
自己株式の取得	△240	△240			△240
自己株式の処分	0	0			0
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			221	221	221
事業年度中の変動額合計	△240	235	221	221	457
平成22年12月31日 残高	△1,177	32,737	255	255	32,992

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
--------------------	-------------------------------------------------

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。				
	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">建物</td> <td style="padding: 0 10px;">8～50年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">機械及び装置</td> <td style="padding: 0 10px;">11～17年</td> </tr> </table>	建物	8～50年	機械及び装置	11～17年
建物	8～50年				
機械及び装置	11～17年				

② 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)	市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 関係会社投資損失引当金
関係会社への投資に係る損失に備えるために、当該関係会社の財政状態及び回収可能性を勘案して必要額を計上しております。
- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 違約金損失引当金
防衛省航空自衛隊が発注したオフィス家具等の事務用品に関して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴う違約金等の発生に備えるため、契約に基づく見積額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
過去勤務債務については、平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
- ⑦ 製品自主回収関連損失引当金
過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象 …………… 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利息
- ③ ヘッジ方針
為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[重要な会計方針の変更]

1. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 退職給付に係る会計基準の変更

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

[貸借対照表に関する注記]

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 36,762百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 2,367百万円

関係会社に対する長期金銭債権 1,354百万円

関係会社に対する短期金銭債務 2,062百万円

関係会社に対する長期金銭債務 82百万円

(3) 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

伊藤喜（蘇州）家具有限公司 110百万円

(9百万円)

伊藤喜商貿（上海）有限公司 30百万円

(2百万円)

Itoki(Thailand)Co.,LTD. 54百万円

(20百万円パーセント)

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形 445百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高	2,951百万円
仕入高	10,493百万円
営業取引以外の取引高	1,057百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,437,014	1,002,260	279	2,438,995
合計	1,437,014	1,002,260	279	2,438,995

- (注) 1. 自己株式数の増加1,002,260株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,000,000株、単元未満株式の買取請求による増加2,260株であります。
2. 自己株式数の減少279株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)

賞与引当金	180百万円
たな卸資産評価減	33百万円
未払事業税	26百万円
受注損失引当金	25百万円
その他	104百万円
小計	369百万円
評価性引当額	△369百万円
計	一百万円

繰延税金資産 (固定)

退職給付引当金	1,842百万円
貸倒引当金繰入超過額	991百万円
投資有価証券評価損	758百万円
繰越欠損金	2,558百万円
その他	585百万円
小計	6,736百万円
評価性引当額	△6,736百万円
計	一百万円

繰延税金負債 (固定)

固定資産圧縮積立金	△537百万円
その他有価証券評価差額金	△197百万円
計	△734百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円
機械及び装置	4	3	0
工具器具備品	935	658	276
車輛及び運搬具	3	2	0
ソフトウェア	1,199	699	500
合計	2,141	1,364	777

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	352百万円
1年超	456百万円
合計	809百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社名称	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
役員 及び その 近親者	山田 百合子	当社代表取締役 役会長山田匡 通の配偶者	(被所有) 直接 0.5%	土地・家屋の賃貸 (注2)	18百万円	敷金	11百万円
	伊藤 裕子	当社代表取締役 役会長山田匡 通の義母	(被所有) 直接 1.8%	家屋の賃貸 (注2)	26百万円	敷金	22百万円
	伊藤 文子	当社代表取締役 役会長山田匡 通の義妹	(被所有) 直接 1.0%	土地・家屋の賃貸 (注2)	18百万円	敷金	11百万円

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。
2. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。

(2) 子会社等

属性	会社名	資本金 又は 出資金	事業の 内容は 業 又 職	議決権等 の所有 割合 (有)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
					役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
子 会 社	㈱イトーキ 東光製作所	70百万円	鉄扉、貸 金庫等の 製造	(所有) 84.5%	1人	仕入先	資金の 貸付	570百万円	短期 貸付金 (注1)	642百万円
							貸付金 の回収	642百万円	長期 貸付金 (注1)	973百万円
							利息の 受取 (注2)	8百万円	流動資産 その他 (未収利息)	0百万円

- (注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として6百万円計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は1,182百万円であります。
2. 貸付金利息については市場金利を参考にして、双方の協議で調整し決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- (1) 1株当たり純資産額 663円78銭
- (2) 1株当たり当期純利益 14円49銭

[重要な後発事象に関する注記]

株式会社ダルトンの株式取得について

当社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、株式会社ダルトンの第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。なお、当社は同社を連結子会社とする予定です。

(1) 株式取得の理由

当社と同社は、両社の研究施設機器事業において協力関係を構築することにより、業績拡大・企業価値の向上を図る目的で、平成22年3月11日に資本・業務提携契約を締結し、両社で、当該事業の事業強化や提携シナジーについて検討を重ねてまいりました。その結果、業績責任を共有する連結グループ会社として共同して営業展開することにより、営業効率を高めるとともに、両社ノウハウや技術力を更に融合させた差別化製品の開発や、徹底した原価低減を図り、市場での競争優位を獲得することが必要不可欠であるとの結論に達し、今回の株式取得となりました。

(2) 株式会社ダルトンの概要

- ①商号 株式会社ダルトン
- ②代表者 代表取締役社長 矢澤 英人
- ③所在地 東京都新宿区市谷左内町9番地
- ④設立年月日 昭和23年7月3日
- ⑤主な事業の内容 科学研究施設・粉体機械等の製造販売
- ⑥資本金 1,122百万円
- ⑦決算日 9月30日

(3) 株式取得の概要

- ①第三者割当増資払込期日 平成23年4月18日(予定)
- ②引受株式数 3,600,000株
(増資後の発行済株式総数に対する所有割合 51.78%)
- ③引受総額 529百万円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年2月23日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 澤 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成23年2月17日開催の取締役会において、関連会社である株式会社ダルトンの第三者割当増資を引き受けることを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京本社、工場及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は、平成22年3月30日に公正取引委員会から防衛省航空自衛隊が発注する特定什器類の入札に関し、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これに対し当社は、再発防止に向けてコンプライアンスの更なる徹底及び内部管理体制の強化に取り組んでおりますので、監査役会は、今後もその進捗状況を監視してまいります。
- 四 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月28日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役 鈴木 宏 和 ㊟

常勤監査役 志村 政 俊 ㊟

社外監査役 北村 巖 ㊟

社外監査役 横手 恒 夫 ㊟

以上